

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月7日

【事業年度】 第204期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 三菱倉庫株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Logistics Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 番 尚 志

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 03（3278）6611

【事務連絡者氏名】 経理部経理課長 齋 藤 康

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 03（3278）6611

【事務連絡者氏名】 経理部経理課長 齋 藤 康

【縦覧に供する場所】 三菱倉庫株式会社 横浜支店  
(横浜市中区太田町四丁目55番地 横浜馬車道ビル)

三菱倉庫株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅三丁目16番22号 名古屋ダイヤビルディング1号館)

三菱倉庫株式会社 大阪支店  
(大阪府中央区南久宝寺町二丁目2番9号 船場フジビル)

三菱倉庫株式会社 神戸支店  
(神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号 ハーバーランドダイヤニッセイビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第204期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(11)取締役会で決議することができる株主総会決議事項

###### ①自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

###### ②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

(11)取締役会で決議することができる株主総会決議事項

###### ①自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

###### ②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

###### ③取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。